

資料10 融資制度要綱事例

〇〇市水道事業鉛製給水管布設替工事資金融資制度要綱 (無利子貸付制度の事例)

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置に使用されている鉛製給水管を布設替するための工事資金を融通することにより、鉛製給水管の布設替促進を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的とする。

(融資対象工事)

第2条 融資の対象となる工事は、〇〇市水道事業給水区域内の宅地内に埋設された給水装置に使用されている鉛製給水管を布設替するための工事(以下「鉛製給水管布設替工事」という。)とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象者は、前条の鉛製給水管布設替工事を施工しようとする者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - イ) 鉛製給水管を所有している者
 - ロ) 鉛製給水管を使用している者で、鉛製給水管の所有者の同意を得ている者
- (2) 〇〇市の市税を滞納していない者
- (3) 〇〇市水道事業の水道料金を滞納していない者
- (4) 融資を受けた資金(以下融資金という。)の償還能力を有し、かつ、確実な連帯保証人があるもの

【補足説明】

・連帯保証人については、さらに当該市内居住などの条件をつけている事業体がある。

第〇条 連帯保証人は、〇〇市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、申込者と同等以上の償還能力があると認められるものでなければならない。

・また、この融資制度によって重複を受けることを禁じる規程を設けている事業体もある。

第〇条 借受人は、その融資金の償還が終わるまで、この制度による新たな資金の融資を受けることができない。

(融資対象経費)

第4条 融資の対象となる経費は、鉛製給水管布設替工事に要する経費とする。

(貸付金の額等)

第5条 融資金の額は、前条の融資対象経費が50万円以下の場合、融資対象額から1万円未満の端数を切り捨てた額を限度額とし、融資対象経費が50万円以上の場合、50万円を限度額とする。

(融資の申請)

第6条 融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鉛製給水管布設替工事資金融資申請書(様式第○号)及び鉛製給水管布設替工事資金借入申請書(様式第○号)に次に掲げる書類等を添付して、○○市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書及び工事図面
- (2) 申請者が鉛製給水管の使用者である場合は、所有者の鉛製給水管布設替工事同意書(様式第○号)
- (3) その他管理者が必要と認めた書類

(融資決定の通知等)

第7条 管理者は、前条の申請があった場合は、速やかに審査のうえ、申請工事及び申請者が第2条及び第3条に定める要件に適合すると認めるときは、直ちに取扱金融機関の融資審査に付するものとする。

2 取扱金融機関は、審査を行った上で、融資の可否を決定し、その結果を鉛製給水管布設替工事資金融資決定通知書(以下「決定通知書」という。)(様式第○号)又は鉛製給水管布設替工事資金の融資について(様式第○号)により、速やかに当該申請者に対して通知するものとする。

3 前2項の規定は、融資決定後、申請の内容を変更しようとする場合について準用する。

(工事完了届)

第8条 申請者は、当該工事が完了したときは、速やかに鉛製給水管布設替工事完了届(以下「工事完了届」という。)(様式第○号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、工事完了届を受理したときは、その完了を確認し、鉛製給水管布設替工事完了確認通知書(以下「工事完了確認通知書」という。)(様式第○号)を申請者に交付するものとする。

(貸付けの実行等)

第9条 融資金は、原則として、○○市水道事業会計規程第○号第○号に規程する、○○市水道事業総括出納取扱金融機関(以下「取扱金融機関」という。)において融資するものとする。

2 取扱金融機関は、申請者から工事完了確認通知書を受理したときは、遅滞なく融資を行わなければならない。

3 融資は、申請者の指定する口座に融資金を振り込みする方法によるものとする。

(融資金の償還方法)

第10条 融資金の償還は、貸付を受けた月の翌月から起算して60ヶ月以内で元金均等月賦により行わなければならない。ただし、償還期日前において融資金の全部を繰上償還する場合は、この限りではない。

2 融資金の償還は、原則として口座引落の方法によるものとする。
(辞退)

第11条 申請者は、決定通知書を受領した後、融資を辞退しようとするときは、速やかに取扱金融機関に対して鉛製給水管布設替工事資金融資辞退届(様式第○号)を提出しなければならない。

【補足説明】

・不正の方法により貸付を受けた場合などに貸付金の一時返還を求める規程を定めている事業者がある。

第○条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、償還期日を待たずに貸付金に係る未償還金を一時に返還しなければならない。

- (1) 融資を受けて鉛製給水管布設替工事をした家屋を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (2) 融資を受けた給水装置等を他人に譲渡し、又は廃止したとき。(給水装置を水道局長に無償譲渡した場合を除く。)
- (3) 虚偽その他不正の方法により貸付を受けたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

附 則 (平成○○年○○月○○日告示第○○○号)

この要綱は、平成○○年○○月○○日から施行する。

鉛給水管更新事業における新工法の採用について

～全国水道事業体初！鉛給水管引き抜き工法を本格採用します！！～

平成 17 年 3 月 28 日

千葉県水道局技術部計画課

水道局では、より安全で良質な水道水の供給のため多大な費用を投入し、鉛給水管更新事業を推進していますが、平成 17 年度から、新工法として「鉛給水管引き抜き工法」を採用することとしました。

この新工法は、幅の広い道路で、他の埋設管に影響のない場所等に採用することとしており、工事費用の縮減、断水時間・交通規制時間の短縮及び建設副産物の減量ができます。なお、この工法は、我が国の水道事業体としては初めての本格採用となります。

1 採用する鉛給水管引き抜き工法

(1) エクストラクター工法 (2) リプール工法

※新工法は、配水管とメーター部分だけを掘削し、鉛給水管を引き抜くと同時にポリエチレン管と交換する方法です。

2 鉛給水管の使用状況

鉛給水管は、平成 17 年 3 月末現在で、約 17 万 7 千本が残っており、平成 22 年度を完了目標に更新事業を実施する予定です（総事業費約 470 億円）。

3 新工法を採用する場所

当局給水区域全域を対象に実施しますが、採用効果が期待できる場所は、幅員 6m 以上の道路でガス管等の他の埋設管に影響のない場所や高低差のある住宅地等に限定されます。

4 採用による効果

(1) 鉛給水管更新工事費の縮減

具体的な更新工事費の縮減額は、今後把握することとしていますが、従来の開削工法と比べて 1 箇所当たりの工事費は約 20% 安価となります。

(2) 断水時間、交通規制時間の短縮

工事に伴う断水時間は、従来の開削工法に比べて約 2 時間（約 50%）の短縮、交通規制時間は約 2 時間（約 30%）の短縮ができます。

(3) 環境に配慮し建設副産物の減量

新工法は、掘削面積が従来の開削工法に比べて約半分となることから、アスファルト舗装材等の建設副産物の減量（約 60% 程度）ができ、環境に優しい工法です。